# 長野県総合防除計画(令和6年3月29日策定)の概要について

#### 1 計画策定の趣旨

農作物を加害する有害動植物(以下、「病害虫」という。)及び雑草の防除は、農業における生産性や 品質の向上、また、農作物の安定生産を維持するためには不可欠であり、営農活動の基本である。

一方、近年、温暖化等による気候変動を背景とした病害虫の発生量の増加や分布域の拡大、化学合成 農薬に過度に依存した防除による薬剤抵抗性の発達等、病害虫及び雑草のまん延リスクが高まっており、 農業生産の現場への影響が懸念されている。

こうした状況を踏まえ、病害虫の防除にあたっては、その発生及び増加の抑制、並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために、農薬の適正使用を推進し、かつ農薬に偏重せず、必要な措置を総合的に講じて行うこと(以下、「総合防除」という。)が重要である。県では、「第4期長野県食と農業農村振興計画(令和5年3月24日公表)」及び「長野県みどりの食料システム戦略推進計画(令和5年3月28日公表)」において、総合的病害虫・雑草管理の導入など過度に化学合成農薬に頼らない防除の取組みを推進することとしている。

そこで、本県における病害虫の総合防除の推進に資するため、総合防除の実施に関する基本的な事項 や具体的な総合防除の内容、効率的な防除指導を行うための実施体制等を定める。

### 2 計画の位置付け

本計画は、本県において利用可能な一般的かつ基本的な防除技術等に基づく基本的な事項を示すものであり、植物防疫法(昭和25年法律第151号、以下「法」という。)第22条の3第1項の規定により、国の定める総合防除基本指針に沿って、かつ本県の実情に応じて策定するものである。

## 第1 総合防除の実施に関する基本的な事項

- 1 総合防除の実施方針
- (1) 本計画に定める総合防除の対象とする病害虫は、法第22条第1項及び植物防疫法施行規則第40条により農林水産大臣が定める指定有害動植物のうち、本県での防除指導が必要な病害虫とする(別表1)。(別表1省略)
- (2) 病害虫の総合防除の推進に当たっては、病害虫の発生及び増加の抑制のために行う予防に関する措置の実施、防除に関する措置の要否及びその実施時期の適切な判断、駆除又はまん延を防止するために行う防除に関する措置の実施の各段階において、利用可能なあらゆる選択肢の中から、経済性を考慮しつつ、気象や農作物の栽培及び生育状況等の地域の実情に応じて、適時に適切な方法を選択して実施するものとする。

# ア 予防に関する措置

耐病性・抵抗性品種の導入や土づくり及び適正な施肥を行うとともに、遊休農地、畦畔等の雑草対策等は場内外の環境整備に努める。

イ 防除に関する措置の要否、実施時期の判断

病害虫防除所が発表する発生予察情報等を活用し、防除の要否や防除適期を判断するとともに、農業者及び関係者によるほ場観察を強化し適時に適切な防除を行う。

ウ 防除に関する措置の実施

耕種的防除や物理的防除を導入するとともに、天敵製剤や微生物農薬、性フェロモン剤等を活用し、 化学合成農薬に過度に依存しない防除を推進する。

エ総合防除の推進

農作物の生産において、経済的損失が及ばない範囲で上記アからウによる総合防除を推進する。

#### 2 農薬の適正使用および危害防止対策

(1) 農薬による病害虫及び雑草の防除にあたっては、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)等の関係法令を遵守するとともに、農薬使用者の安全対策を講ずることはもちろんのこと、周辺の農作物や環境に危害が生じないよう、十分な安全対策を講じる。

- (2) 農薬散布にあたっては、「住宅地等における農薬使用について」(平成25年4月26日付け農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知)に基づき、近隣の住宅や学校、保育所、病院、公園などの公共施設、交通量の多い道路に農薬が飛散しないように十分な措置を講じる。また、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)に基づき、河川や水路等の公共用水域及び浄水場に農薬が飛散し、水質の汚濁が生じないようにする。
- (3) 事前に農薬散布する旨を周辺住民に周知するとともに、通勤・通学の時間帯を避け、自動車の通行 状況等を考慮するなど、周辺の状況に配慮しながら防除を実施する。
- (4) 水稲・麦・大豆等で無人航空機により防除を行う場合は、「無人へリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」(令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知)、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」(令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知)、及び「長野県無人航空機利用空中散布作業指導要領」(平成5年4月9日付け農政部長通知)に基づき、実施するものとする。
- (5) 農薬安全使用の観点から、防除日誌を含めた栽培記録を記帳し、保管する。
- (6) 薬剤抵抗性の発達を回避するため、農薬使用者は、薬剤抵抗性や化学合成農薬の作用機構分類(RACコード)を理解し、作用機構の異なる薬剤によるローテーション散布を行う。また県は、農業者への最適な防除指導に資するため、各地域における病害虫及び雑草の薬剤抵抗性の発達の有無をモニタリングし、農業者団体等の関係者に情報共有するとともに、その結果を国に報告する。
- (7) その他、農薬の安全・適正使用に関することについては、「長野県農作物病害虫・雑草防除基準」に 基づく。
- 3 その他全体事項(省略)
- 第2 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容 (省略)
- 第3 異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項(省略)
- 第4 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項
- 1 推進体制

本県における効果的な病害虫防除を推進するため、県関係機関(病害虫防除所、農業関係試験場、農業農村支援センター)、市町村及び関係団体等は、相互に密接な連携を図るものとする。

- 2 県関係機関・市町村、関係団体の役割
- (1) 県関係機関

県関係機関は、本県における効果的な病害虫の防除を図るため、相互に情報を共有し病害虫の発生 状況を的確に把握するとともに、発生予察情報等の提供や発生状況に応じて関係機関が連携し農業者 等に適時・適切な防除指導等を行う。また、課題となる病害虫の防除技術の開発や総合防除の普及に 関する考え方を踏まえ、環境への負荷を軽減した防除技術の開発・普及等を推進する。

なお、情報等の迅速な提供のため、ICT (情報通信技術:電子メール、SNS等)やプレスリリース、公式ホームページの活用を積極的に行う。

(2) 市町村

市町村は、総合防除計画に沿って農業者等へ総合防除の内容等を周知し、市町村区域内における病害虫防除の効果的な防除を推進する。

(3) 関係団体

関係団体は、県や市町村と連携し効果的な病害虫防除の推進に係る事業に協力するとともに、必要に応じ農業者等への指導・助言を行う。

長野県総合防除計画の公開先 (長野県 HP)

